

参議院契約監視委員会定例会議議事概要

開催日	平成26年6月9日(月)		
場所	参議院第二別館東棟4階 東401会議室		
出席委員氏名	委員長	筆谷 勇(公認会計士・東京都監査委員)	
	委員	木下 哲(公認会計士)	
審査対象期間	平成25年12月1日～平成26年3月31日		
抽出案件	4件		
一般競争入札	3件	契約件名	麴町議員宿舎ほか建具改修工事
		契約相手方	美和ロック(株)
		契約金額	11,340,000円
		契約締結日	平成26年1月7日
	3件	契約件名	第二別館弾劾裁判所照明設備改修その他工事
		契約相手方	(株)関工ファシリティーズ
		契約金額	6,195,000円
	3件	契約件名	衛星携帯電話(ワイドスターⅡ対応端末)4式外5件購入
		契約相手方	株式会社NTTドコモ
契約金額		1,722,420円	
随意契約 (公募型方式)	1件	契約件名	参議院特別体験プログラムデータベースソフトウェア及び関連データの移行等に係る役務
		契約相手方	東日本電信電話株式会社
		契約金額	2,194,500円
		契約締結日	平成26年1月30日
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	(対象契約は妥当なものと認められた。)		

意見・質問	回答
<p>1. 報告事項</p> <p>(1) 入札及び契約手続きの運用状況について 意見なし</p> <p>(2) 指名停止の運用状況について ・指名停止措置は、国交省の指名停止の基準により、定めているのか。</p> <p>・指名停止措置をとった業者と契約を締結することはできるのか。</p> <p>(3) 談合状況への対応状況について 該当なし</p> <p>2. 抽出結果の報告 抽出委員である阿部委員より、審議対象期間に締結した26件の契約のうち、一般競争入札から3件、随意契約から1件を抽出した旨報告があった。 (阿部委員が欠席のため、事務局が代理で報告した。)</p> <p>3. 抽出事案の審議</p> <p>A 麴町議員宿舍ほか建具改修工事 一般競争入札（最低価格落札方式） [工事]</p> <p>①一者応札の理由はどのようなものか。</p>	<p>・参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領を設けており、国交省大臣官房官庁営繕部による指名停止の情報が、本院の措置要件に該当するときは、速やかに入札・契約手続運営委員会に調査審議を求め、指名停止を行うこととしている。</p> <p>・担当官は随意契約を締結できるが、その旨参議院議長に報告するものと定めている。</p> <p>入札説明書配付業者は2者あったが、1者しか応札がなかった。聴き取り調査では、見積りの取りまとめが間に合わず、入札への参加が困難となったためとの回答があった。</p>

②低入札価格調査となった理由をどのように分析しているか。その結果は。

価格差については、調査対象となった業者の企業努力によって労務費を抑えることができたことによるものであり、特に問題ないと判断した。

③低入札価格調査報告書の項目に経営状況(取引金融機関、保証会社等への照会)とあるが、具体的にどのような内容を確認しているのか。

調査対象となった業者に取引金融機関名を聴取しているが、当該業者の経営状況等について取引金融機関への照会は行っていない。経営状況については、当該業者から提出された財務諸表等で確認することとしている。

低入札価格調査の経営内容等の調査は、財務諸表や決算報告書の確認だけではなく、必要に応じ、税務申告書を提出させて照合することも必要ではないか。

ご意見として承る。

④仕様において、製品(鍵)を限定していることはないか。

本工事の主な内容は、各議員室の鍵の交換であるが、仕様で求めている規格の鍵は複数のメーカーで製造されており、それによって競争性を妨げるようなことはなかったと認識している。

⑤議員宿舎の鍵の点検保守は行っているか。

年1回の定期点検と臨時点検を別契約の年間契約で行っているが、鍵の専門性とセキュリティの観点から現在は随意契約としている。

B 第二別館弾劾裁判所照明設備改修その他 工事 一般競争入札(最低価格落札方式) [工事]

①工事の概要はどのようなものか。

設置から37年が経過しており、経年劣化した照明器具をLED器具に更新するものである。改修前の照度を基準とし、ほぼ同程度から若干明るめの照度を設定し、昼光センサーによる照明制御を導入して省エネルギー化を図った。

②改修対象は、利用頻度が低い場所であると思われるが、LED器具に更新することで省電力、長寿命化するメリットはあるのか。LED器具を導入しない場合との比較検討は行ったのか。

改修に当たっては、その時点で最も効率が良い照明器具を選択することとしており、LED器具を導入しない場合に比べ初期コストは若干割高になるものの、ランニングコストの面で有効であると考えている。
照明設備の改修は、参議院全体の修繕計画の中で照明器具改修計画を策定し、老朽化したものから改修を行っている。

③照明器具の仕様を決めた理由は何か。

改修する照明器具が埋込型であるため、既存の照明器具と同じ寸法にしなければ別途天井改修が必要になることから、同じ寸法の製造者標準品の仕様とした。

C 衛星携帯電話（ワイドスターII対応端末）
4式外5件購入
一般競争入札（最低価格落札方式）
〔購入〕

①予定価格の積算根拠はどのようなものか。

本件は、新規で購入する場合（入札条件）の定価の事前見積書と、入札前の価格調査を目的とし入手した機種変更割引を適用した見積書を徴取しており、両見積りを参考にし、予定価格を算定した。

②機種の選定理由はどのようなものか。

①緊急通報（110, 119）の発信が可能であること。
②国内携帯電話と同じ操作で発信が可能であること。
③ネットワークの信頼性が高く迅速に通話が可能な状態となることを電話の利用要件としている。以上の3つの条件を満たす仕様はこの機種だけであった。

③使用目的はどのようなものか。

災害時において、災害対策本部から、議長公邸、副議長公邸、議員宿舎等の遠隔地における人的及び物的被害状況確認を使用目的としている。危機管理上、議員の安否確認の方法を複数確保することが重要であると考えている。

④衛星携帯電話の使用実績はあるのか。

月額基本料金には5分間の無料通話分が含まれており、実際に通信できるかどうかをテストするために使用した実績はある。先般の東日本大震災の際には、内線電話等の既存の連絡手段で対応が可能だったため、衛星携帯電話は使用していない。

衛星携帯電話は、通話料が高価であるので、他の連絡手段がない場合での使用を想定している。

⑤通話料、月額基本料はどれくらいか。

通話料は30秒90円、1分で180円である。
月額基本料は1台税抜き4,900円（無料通話5分を含む）である。

D 参議院特別体験プログラムデータベースソフトウェア及び関連データの移行等に係る役務

随意契約（公募型方式）
[役務]

①公募型随意契約方式を適用したのはどのような理由か。

汎用のデータベースソフトウェアを使用しているため、技術力を持っていれば対応できる業者がいる可能性があると見込まれたので、公募を行った。

これは、「公共調達適正化について(平成18年8月25日財計第2017号)」において、入札及び契約の適正化を図るための措置として、随意契約による場合でも公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとするところから、公募型方式を適用した。

②随意契約理由はどのようなものか。

本院独自の事業に特化し汎用のデータベースソフトウェアを使用して開発・構築した予約管理システムであり、機器の更新に伴い、既存システムからの予約管理システムプログラム及び蓄積されたデータの円滑な移行及び作業の品質及びセキュリティの確保が必要であるため、本システムを構築・運用の実績のある当該契約相手しかいないことから随意契約とした。

③来年度までには必ず行わなければならない契約にもかかわらず、この時期になったのはなぜか。公募期間をもう少し長めに設定することはできなかったのか。

12月末に機器の購入契約を締結している。機器の購入契約と本件のデータ移行役務は並行して検討していく必要があった。両契約を合わせると、比較的金額の大きい契約であり、年度末までの予算執行を見据え、他の調達状況も勘案し決める必要があり、この時期となった。

④参議院特別体験プログラムの予約管理システムを導入した目的は何か。

導入以前は予約管理を手作業(台帳)で行っていたが、人為的な入力ミスの削減、労力の軽減、個人情報保護等を目的としてデータベースシステムを構築したものである。

|